

次期利尻町総合計画の策定方針

2017. 11. 6 町長決裁

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 5 次利尻町総合振興計画」を策定し、基本構想において「資源蘇生によるまちづくり」を目指し、「次世代に繋げるために」を基本として、あらゆる地域資源について大切に保存・伝承するもの、また、蘇生・活用するものをしっかりと認識し、行政や「新たな公」としての住民団体、NPO、事業者等が連携し、外部の力も取り入れながら定住人口の増加に向けた施策を進めてきました。

この間、社会、経済、環境などの様々な情勢は急速に変化し、とりわけ人口減少や少子高齢化、町財政のひっ迫、地域間競争の激化などにより本町を取り巻く状況は大変厳しいものとなっております。

そのような中、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、行財政改革や基幹産業である漁業を中心とした地域振興策、後継者育成や交流人口の拡大を推進し定住・移住に繋げていく人口減少対策など、各般の取組を進めてまいりました。

今般の地方創生の推進や一億総活躍社会の実現に向けた状況の中、現利尻町総合振興計画は平成 30 年度で終了を迎えるため、現計画終了後を見据えた町づくりの骨格となる、夢と希望が溢れる新たな総合計画を策定し、町民の皆さんと目指すべき町の姿を共有しながら、未来に誇れる活気あふれる「ふる里」を築いていこうとするものです。

2. 現計画の現状と主な課題

(1) 現状

本町の総合計画は、町政運営の指針として昭和 49 年に策定された「利尻町総合振興計画」（計画期間：S 49 年度～S 53 年度）をはじめに、昭和 54 年を初年度として策定された「利尻町新総合振興計画」（計画期間：S 54 年度～S 63 年度）、昭和 61 年度から計画の見直しを図り策定された「利尻町新総合振興後期 3 ヶ年計画」（計画期間：S 61 年度～S 63 年度）、平成 10 年度を展望した「第 3 次利尻町総合振興計画」（計画期間：H 元年度～H10 年度）、平成 11 年度からは『未来に誇れる町づくりをめざして』を基本目標とした「第 4 次利尻町総合振興計画」（計画期間：H11 年度～H20 年度）、更に平成 21 年度からは「資源蘇生によるまちづくり」をめざした現計画としての「第 5 次利尻町総合振興計画」（計画期間：H 21 年度～H30 年度）が策定され、町勢発展を図ってまいりました。

現計画である「第 5 次利尻町総合振興計画」は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」（前期 5 ヶ年事業実施計画、後期 5 ヶ年事業実施計画）の 3 つの体系で構成しています。

「基本構想」は、本町の将来の姿及び行政・地域の運営方針を示し「基本施策」、「基本目標」を設定し、「基本計画」は「基本構想」を実現するために、部門別で基本的な施策・

事業の方向性を示しており、議会の議決を経て決定したものです。

「実施計画」は、基本計画で定めた施策・事業の具体的内容を定め、平成21年度から平成25年度までの前期5ヶ年計画と、前期5ヶ年計画の進捗状況等を踏まえて見直しを行った後期5ヶ年計画となっております。

(2) 主な課題

- ① これまでの町の総合計画については、地方自治法第2条第4項において、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになりました。
- ② 第5次利尻町総合振興計画における「基本計画」は、計画期間の10年間見直しを行っていないことから、社会、経済、環境などの様々な情勢の変化への柔軟な対応が図られていないことや、「実施計画」や各部門が策定する各種計画との関連性が希薄になっている状況にあります。
- ③ 第5次利尻町総合振興計画における「基本計画」や「実施計画」に定めている取組みは、財政的裏付けが無く、その成果や目標などを数値化して設定していないため、計画に対する検証や評価が難しく、町民のニーズや財政状況等の変化に応じて行っている事務・事業の取組みについても、総合計画との関連性を持って検証や評価をすることが難しい状況にあります。

3. 次期総合計画の構成と基本的な考え方

地方自治法の改正に伴い、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」を定める義務付けは廃止されましたが、総合計画は、町の将来の姿及び行政・地域の運営方針を示すものであり、第4次利尻町総合振興計画では「未来に誇れる町づくり」、第5次利尻町総合振興計画では「資源蘇生によるまちづくり」を目標に掲げ、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くものであることから、法的な策定義務が無くなっても策定すべきものであると考えます。また、総合計画の根幹部分である「基本構想」については、町民の民さんと行政が共有して、町全体で取り組んでいくための構想であり、町民の皆さんの意見を十分に踏まえ、町民の代表である議会の承認を得ることは、行政や一部の関係者によってのみ策定されたものではなく、町全体の創意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要な事となります。地方法自治法改正後は、多くの自治体で「総合計画条例」、「議決すべき事件に関する条例」、「自治基本条例」などにより、「基本構想」を議会の議決を経て定めることと規定しており、本町においても次期計画の策定に向け、新たに条例を定めて、これに基づき議会の議決を経て「基本構想」を策定する必要があると考えます。

前述したように、現計画の課題や地方自治法の改正などを踏まえ次期総合計画は、町民

の皆さんと行政が共に参画し、策定する「基本構想」と、基本構想の実現に向けて行政が主体となり策定する「実施計画」で構成し、これまでの「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの計画体系から、「基本構想」と「実施計画」の2つの体系にすることにより、計画全体を簡潔にし、それぞれの役割や関連性を明確にすることで、町民の皆さんと行政が共有できる、わかりやすい計画にします。

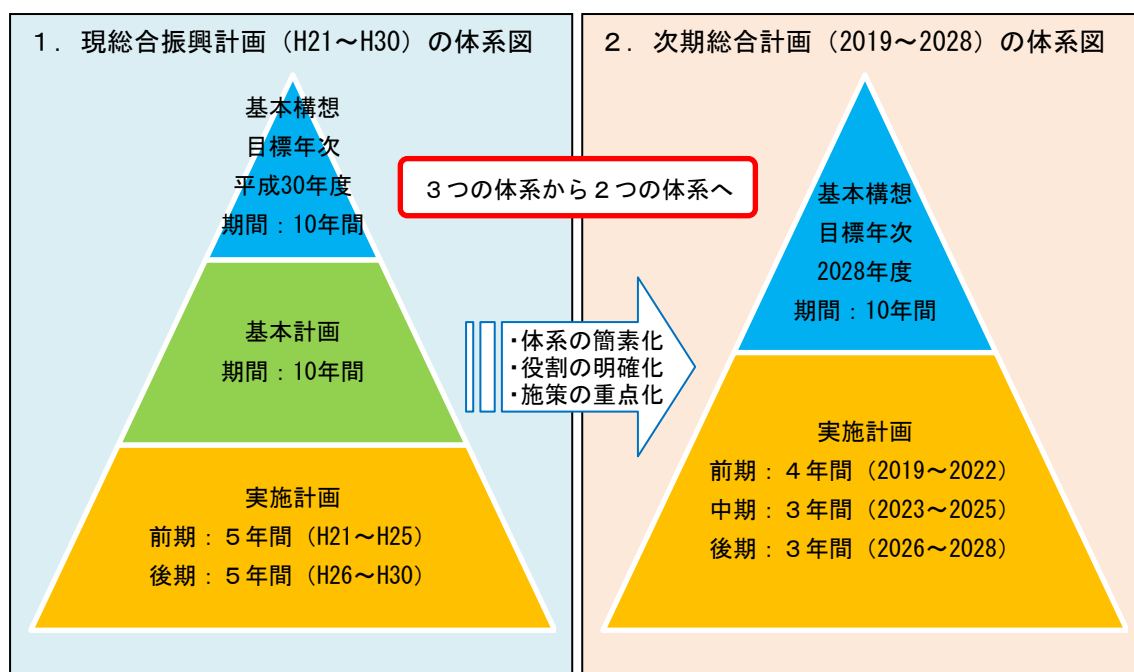
なお、次期総合計画の名称については、従来の「総合振興計画」が第5次まで進んでいることや、2019年には本町が開基120年の新たな時代を迎えることを踏まえ、今後検討していくこととします。

(1) 基本構想

- ① 長期的な視点に立ち、町の目指すべき将来像と、その実現に必要なまちづくりの方向性や目標などを示します。
- ② 町民の皆さんと行政が共有して、町全体で取り組んでいくための構想とするため、町民の皆さんの意見を十分に踏まえ、町議会の議決を経て決定します。
- ③ 目標年次は、2028年度とします。

(2) 実施計画

- ① 「基本構想」で定めたまちづくりの基本的な方向性に基づき、優先的、重点的に進める取組みを定め、町の抱える喫緊の課題を明確にしなが、町長の掲げる政策に対応した計画とします。
- ② 計画期間は10年間とし、前期4年、中期3年、後期3年の3期としますが、社会情勢などの変化や町民の要望に柔軟に対応するため、期間内においても必要に応じて見直しを行います。
- ③ 計画の策定にあたっては、将来の財政運営の見通しを踏まえ、関連する個別計画との整合性を図るとともに、可能な限り定量的な指標を設定し、策定後の検証や評価、計画の見直しを含めた適正な進行管理に努めます。



4. 計画の策定体制

(1) 庁内推進体制

次期総合計画の策定にあたっては、庁内に「策定委員会」及び「ワーキング部会」を設置し、基本構想の素案を作成します。また、まちづくり政策課内に次期総合計画策定のための専任スタッフを配置し、策定作業に関する事務を掌握します。

① 策定委員会

町長の委任を受け、委員長を「副町長」、副委員長を「教育長」とし、「課長職」、「課長補佐職」及び「ワーキング部会の代表」を委員とした計画策定委員会を組織し、ワーキング部会が取りまとめた基本構想の素案（検討案）及び実施計画案を審議し、町長に報告します。

② ワーキング部会

次期総合計画の基本構想の素案（検討案）を作成し、策定委員会に提出します。ワーキング部会は「課長補佐及び係長職」で構成し、部会長及び副部会長はワーキング部会の中から互選することとします。

ワーキング部会は、分野別の専門部会に分かれての調査、研究を行い、各分野別専門部会のリーダーによる「ワーキングリーダー部会」において調整を図り、基本構想の素案（検討案）及び実施計画案をまとめます。

また、ワーキング部会における分野別の検討では、全職員を対象（課長職等は除く）とした意見交換の場を設定し、意見を計画策定の基礎資料とするとともに、必要に応じて関係者の出席を求めて意見または説明を聞くことができるものとします。

③ 担当課

各担当課は、次期総合計画策定のための基礎資料（分野別基礎調査シートなど）作成やヒヤリングを通して、ワーキング部会等で取りまとめる総合計画の素案（検討案）及び実施計画案作成のための基礎資料を提供するものとします。

④ 事務局体制

次期総合計画策定に係る全般の調整及び庶務については、まちづくり政策課が当たるものとしますが、専任スタッフ配置のため庁内における調整を図ることとします。

(2) 町民参加

基本構想の策定にあたっては、町民の皆さんの参画機会の充実及び意見把握に努めるとともに、計画策定の進捗状況を町のホームページなどで随時公開するなど、情報発信に努めます。

① 町民アンケート

町民の皆さんに対してアンケート調査を実施し、その意向を踏まえ、基本構想の内容に反映させていきます。

② 町民懇談会等

現在町が抱える様々な課題を踏まえた今後のまちづくりの取組みなどについて、町民

懇談会等を開催し、計画について町民の皆さんと共有していく場を設けます。

③ 次期総合計画審議会（仮称）

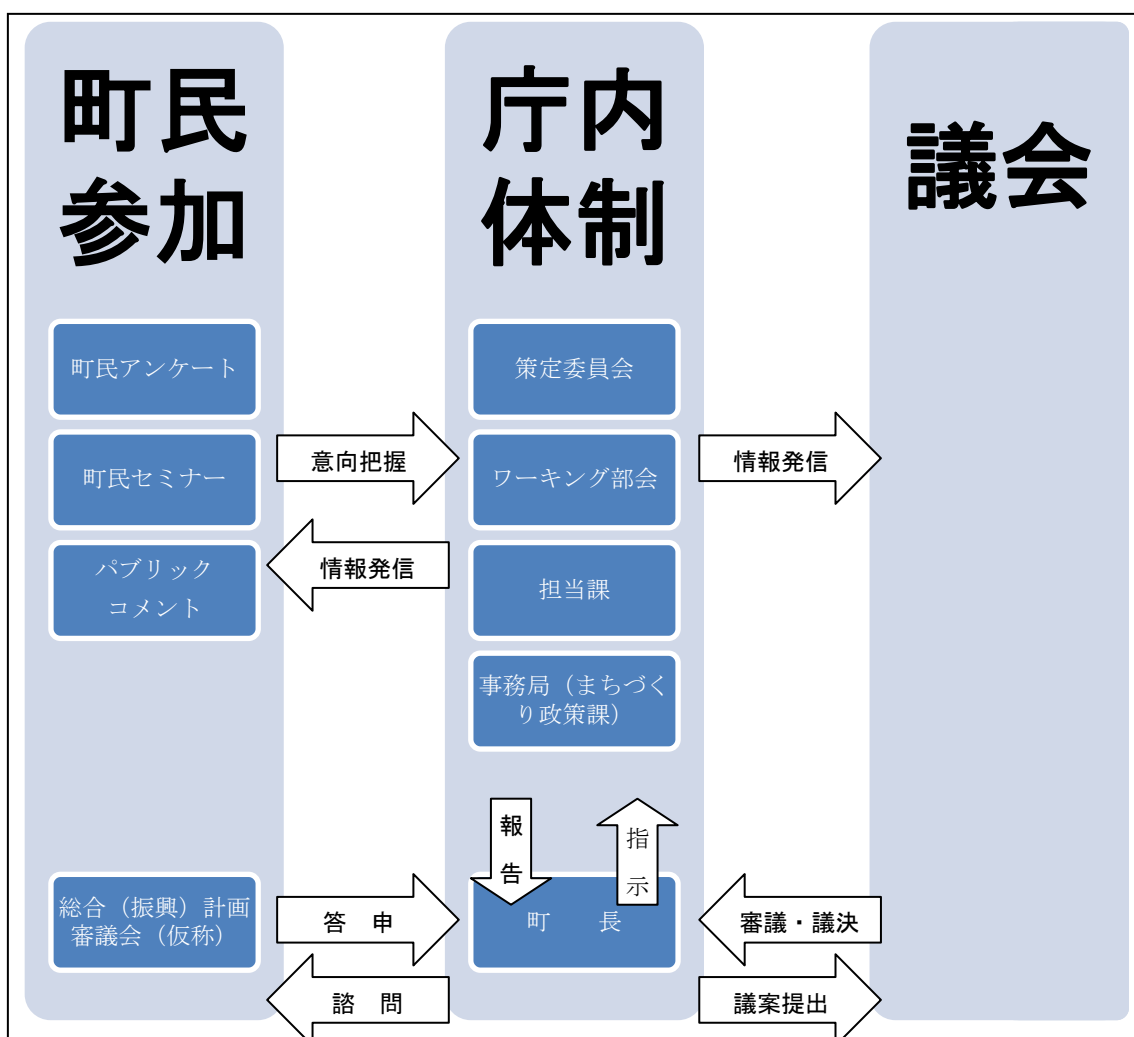
基本構想の素案については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、次期総合計画審議会（仮称）（以下「審議会」という。）を設置するための条例を制定します。また、審議会は、有識者や各種団体の代表者及び町民の皆さんから公募した委員で構成し、町長の諮問機関として、基本構想の素案について審議し、基本構想の原案として答申します。

④ パブリックコメント

基本構想の原案は、町のホームページなどで公開し、町民の皆さんから意見を募り、いただいた意見に対する町の考え方を公表します。

（3）議会

基本構想の原案は議案として議会に提出し、議会の審議及び議決を経て決定します。地方自治法の改正に伴い、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務付けは廃止されていますので、基本構想を議決案件とするため「基本構想の議会の議決に関する条例」（仮称）を制定します。



5. 策定スケジュール（予定）

次期総合計画は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 2 か年で策定作業を進めます。

平成 29 年度中に「基本構想の素案」（以下、「素案」という。）を策定するための庁内体制を整備し、策定委員会及びワーキング部会による素案作成作業を開始します。併せて、関係条例等を制定し、審議会への諮問、議会への議案提出に備えます。

平成 30 年度上期中に町民アンケートや町民懇談会などで町民の意見集約を行うとともに、策定委員会やワーキング部会による素案策定作業を行います。更に、実施計画についても検討を開始します。

平成 30 年度上期中には審議会委員を選任し審議会を設置し、素案策定作業が終了した後、審議会への諮問を行い、11 月中頃までには審議会での審議を経て答申を受け、基本構想の原案を完成させます。その後、パブリックコメントを実施し、12 月議会での議決を経て基本構想の策定を完了します。また、12 月末までにワーキング部会による実施計画案の策定作業完了を目指します。

基本構想の策定を受けて、ワーキング部会で策定した実施計画案を策定委員会で審議し、結果を町長に報告した上で、前期の実施計画の策定を完了します。なお、策定が完了した実施計画については、3 月議会で報告、ホームページ等で公開をします。

実施計画については、計画期間を 10 年間とし、前期 4 年、中期 3 年、後期 3 年の 3 期としますが、社会情勢などの変化や町民の要望に柔軟に対応するため、期間内においても必要に応じて見直しを行っていきます。

